

ID: 93

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	出生祝金の支給決定		
例規名 根拠条項	村田町すこやか出生祝金支給条例 第6条第1項		
例規番号	平成28年条例第6号		
【基準】			
<p>第2条及び第6条の規定による。 (受給資格者)</p> <p>第2条 出生祝金を受給できる者(以下「受給資格者」という。)は、次の各号に定める要件(以下「受給資格」という。)をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定により、現に本町の住民基本台帳に記録されている者</p> <p>(2) 本町に居住する期間が引き続き6月以上である者</p> <p>(3) 支給対象児(平成28年4月1日以降に出生し(死産を除く。以下同じ。)、出生後最初の住民基本台帳の記載が本町にされた子であって、既に支給された出生祝金の対象となった子でない子をいう。以下同じ。)を現に監護し、かつ、当該支給対象児と生計を同じくする父又は母</p> <p>(支給決定等)</p> <p>第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに申請内容の審査及び受給資格の調査を行ったうえで、支給の可否を決定するものとする。</p> <p>2 町長は、前項の規定により支給をすることと決定したときは、申請者に対し、速やかに出生祝金を支給するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日